

令和5年2月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和5年2月6日
武雄市農業委員会

令和5年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年2月6日(月)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時35分

2. 場 所 文化会館大集会室 B

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄		○	11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地利用最適化推進委員の決定について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請	8件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	1件
議案第7号	特例農地の指定申請について	1件
報告第1号	農地等形状変更について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和5年2月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和5年2月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第7号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、2番 富永光男委員、11番 川口敏広委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 1月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

————— 《議案第1号 農地利用最適化推進委員の決定について》 —————

会長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地利用最適化推進委員の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページです。

議案第1号の提案理由につきましては、農地利用最適化推進委員の〇〇さんの逝去により欠員が生じたため、委員の候補者募集を令和4年12月5日から令和5年1月5日までの1か月間行いました。その結果、〇〇から候補者の推薦をいただき、それ以外の推薦及び応募はありませんでした。

つきましては、推薦された候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱するために承認が必要ですので、裏面の「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員(案)」について承認をお願いいたします。参考として、この議案の関係法令を記載しております。裏面をご覧ください。

カッコ案には担当区域、その内訳として区域名が武内、範囲が武内町、欠員数が1名、それに推進委員の氏名が〇〇氏となっております。

この〇〇さんは、〇〇さんの前任者であり平成30年7月から3年間の実績があられます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 1 号について、意見、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(意見、質疑なし)

会 長 意見も無いようですので議案第 1 号の質疑をとどめます。
議案第 1 号、「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。

(意義なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 1 号「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について」、原案どおり決定することに決しました。事務局から通知を出してください。

《議案第 2 号 農地法第 3 条 許可申請》

会 長 それでは、議案第 2 号を議題とします。
農地法第 3 条の規定による許可申請が 2 件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 2 号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の 3 ページになります。

まず、申請番号 1 番、権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、〇〇町の田 1 筆の 6 6 2 m²。譲渡人は農業後継者がいない。譲受人は、自身の所有する農地とわのうになっており、管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、〇〇円となっております。

申請番号 2 番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田 2 筆の 3, 2 2 8 m²。譲渡人が「高齢で耕作・管理ができない。譲受人は、長年小作で耕作している。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、2 筆〇〇万円となっております。

以上、2 件については、全て 3 つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

会 長 事務局の説明が終わりました。この 2 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第2号 農地法第3条の規定による2件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第3条の規定による2件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第3号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。

申請番号1番、土地〇〇町の畑1筆166㎡。申請事由は「来客用の駐車場を確保したい。」ということです。現状のまま利用したいということで、工事完了時期は令和4年12月末となっています。

農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第3号農地法第4条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第3号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第4号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は所有権の移転となっております。土地につきましては、〇〇町の田3筆、面積6,686㎡です。申請理由は、「住環境もよく、住宅用地として適地と判断したため。」ということです。工事完了時期は許可後3年間となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番、権利の内容は貸借権設定。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆の面積477㎡で申請理由は、「現在、武雄市〇〇町でガソリンスタンド・自動車整備業等を営んでおり、申請地は、近隣に自動車メーカーの出店が相次いでいることから、中古自動車を検討いただける適地と判断したため。」ということで、工事完了時期は令和5年7月末となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆畑1筆の面積346㎡です。申請理由は、「申請地西隣で電気店を営んでいますが、事業が順調に推移しており、従業員や保有車両が増えるにつれ、店舗前の駐車場が手狭になったため、従業員と店舗所有車両の駐車場として利用したい。」ということで、工事完了時期につきましては令和5年3月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は朝〇町にあります田1筆、畑2筆の面積944㎡で農振除外済となっております。申請理由は、「住環境もよく、譲渡人も高齢で管理が難しいとのことから建売分譲住宅用地として適地と判断したため。」ということです。工事完了時期は令和5年6月末、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号5番、権利の内容は使用貸借権設定。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆の面積21㎡中の0.4㎡で農振除外済とな

っています。申請理由は、「隣地での建売分譲住宅開発に伴い、雨水や生活雑排水を排水するため、排水管を敷設したい。」ということで工事完了時期は令和5年4月末となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号6番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑3筆の面積284㎡で申請理由は、「子供の成長に伴い、現在の住居が手狭になったため、申請地を譲り受け、一般住宅を建築したい。」ということで同時利用地里道を含む373.73㎡となっております。工事完了時期につきましては令和5年9月30日で、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号7番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積45㎡です。申請理由は、「譲受人は40年ほど前に譲渡人の畑に越境して新築し、現在まで自身の宅地の一部として利用していた。そのため、現況に合わせて所有権移転を行いたい。」ということで、すでに宅地として利用していたため始末書が添付されています。工事完了時期はすでに完了済みとなっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号8番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田2筆の面積972㎡で農振除外済となっております。申請理由は、「県道拡張計画のための既存店舗敷地の収用に伴う店舗移転先の確保のため。」ということです。工事完了時期は令和5年9月30日、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件については、1月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

〇〇委員 令和5年1月26日午後1時30分から、C班及び地元農業委員等により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請2件について審議しました。

申請番号1番「建売分譲住宅」についての主な質疑は「計画地内の公園」について質疑があり「管理については購入者の方々でおこない、土地は〇〇の名義になる予定」との回答がありました。

また、「周辺の営農に支障がでないよう留意することと支障がでた際には誠意を持って対応すること」を要望し、申請者からも「我々の工事に起因するものについては誠意を持って対応する」との回答がありました。

次に申請番号2番「自動車販売店舗」についての主な質疑は「令和4年1月に許可を受けている〇〇町での貸自動車展示場の申請分について、申請時は完了予定が令和4年4月末となっていたが、現在も完了していない状態であ

る。同じような申請を提出していること」について質疑があり、代理人から「造成工事を請け負う〇〇が直近2回の水害に伴う復旧工事などに追われ完了できていない状態で、令和5年3月末までに完成予定としている」と回答がありました。

また、「〇〇町分の許可地付近の土地で亀裂が発生している。これは工事に起因するものではないのか」という質疑があり、代理人については調査委員会時にはこの亀裂の問題を把握されていなかった為、調査委員会後に確認して対応等について2月6日（本日）までに提出するよう伝え、今回申請の〇〇町分の24条申請についても同様に提出するよう伝えました。

以上、申請番号1番の案件については質疑等ありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。申請番号2番の案件については2月6日までに提出するよう伝えた書類が提出されることを条件に転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりました。2番の案件の2月6日までの提出書類等について事務局から報告をお願いします。

事務局 追加提出については、別紙のとおり本日提出されております。聞き取りしたところ〇〇の代表者と立ち会って現地を確認され補修工事を〇〇さんの方で行うということで補修時期については工事完了後しばらく経ってからということで協議後に行うと聞いております。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、3番から8番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会 長 補足説明が無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇委員 2番の件ですが道路工事施工承認申請書がでていますが、受付決定は出ていないということだが申請だけでいいのか。

事務局 県に確認し申請書が出て許可の妥当性があればいいということです。

会 長 他に何かございませんか。

それでは、質疑が無いようですので質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》—————

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第11号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

〇〇町、なし

〇〇町、田、再設定、3件、4筆、7816㎡。

〇〇町、田、新規、1件、2筆、2330㎡。

再設定、2件、3筆、6666㎡。

〇〇町、田、再設定、4件、6筆、5436㎡。

〇〇町、田、新規、3件、8筆、11335㎡。

再設定、3件、4筆、8117㎡。

〇〇町、〇〇町、なし

〇〇町、田、新規、1件、5筆、3001㎡。

田、再設定、1件、5筆、2993㎡。

〇〇町、田、新規、3件、6筆、8055㎡。

田、再設定、3件、3筆、9156㎡。

畑、新規、1件、1筆、2287㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については、13ページに記載しています。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承

認することに異議ございませんか。

会 長 ないようですので質疑を止めます。
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について1件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の8ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆470㎡です。平成5年頃から人手不足により耕作していないため、山林化している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、1件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明1件について原案どおり証明することに決しました。

《議案第7号 特例農地の指定について》

会 長 次に議案第7号を議題といたします。特例農地の指定について1件の指定申

請書が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町にある畑1筆193㎡です。空き家空き地の所在は〇〇でこちらの家は現在解かれて空き地となっていて、登録は平成29年10月27日となっています。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

会長 それでは、意見も無いようですので、議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号、特例農地の1件の指定申請について、申請通り指定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。議案第7号、特例農地の1件の指定申請につきましては、原案どおり特例農地として指定することに決しました。

————— 《報告第1号 農地等形状変更届け出》 —————

会長 次に報告第1号「農地等形状変更届出」について1件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書10ページになります。

番号1番。土地は〇〇町の田1筆、695㎡のうち239㎡です。変更理由は、「田の形がいびつなため、一部を嵩上げし、畑として利用したい。」ということで、田を畑に転換されます。変更時期は令和5年2月1日から令和5年7月31日で、嵩上げの高さ0.7m、土量は60㎥。公共工事の残土を利用される予定で、転換後は野菜を作られる予定です。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会 長 無いようですので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年2月の農業委員会総会を終わります。